

( 1 0 年 保 存 )  
F N o . - 05340201  
崎 務 ( 採 ) 第 7 号  
平 成 2 1 年 1 月 1 3 日

各 部 長 殿  
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県警察リクルーター運用要綱の制定について（通達）

長崎県警察リクルーターの取扱いについては、長崎県警察リクルーター運用要綱の制定について（平成19年2月13日付け崎務（採）第36号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、従来出身校等を訪問するリクルーターに加え、学校訪問リクルーター及びスポーツリクルーターを新設するため、見出し要綱を別添のとおり制定し、平成21年1月13日から施行することとしたので、積極的な運用に努めるとともに、リクルーターが所属する所属長にあっては、そのリクルート活動に特段の配意をされたい。

なお、旧通達は平成21年1月12日限りで廃止する。